

Japanese Practice News

KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)

Jan. 2026 | No. 1



《外国専門人材の誘致及び雇用法》改正要点の分析

産業全体の競争力を高めるため、《外国専門人材の誘致及び雇用法》の改正案が立法院で可決され、行政院により2026年1月1日から正式施行されることが公告されました。本改正は、専門技能を有する外国専門人材及び特定専門人材の台湾での発展を促進し、長期滞在を奨励することを目的としています。主要な改正事項は、適用対象の拡大、就労許可及び永久居留申請の要件緩和、さらに外国人の台湾における労働・社会的権益の保障強化などです。

改正要点

一．世界トップ1,500大学の卒業生の就労許可申請時の実務経験(2年)要件を免除

改正後、実務経験の免除基準を世界トップ500大学から世界トップ1,500大学の卒業生へ拡大しました。世界トップ501～1,500大学の卒業生にとって、実務経験免除基準の拡大により、申請がより容易になります。

さらに、過去5年以内に世界トップ200大学で学士以上の学位を取得した者については、雇用主を介さず直接労働部へ就労許可を申請することが可能となります(本法第11条の就労許可申請)。但し、許可期間は最長2年で延長不可であり、2年満了後も台湾で就労を継続する場合は、雇用主が就労許可及び居留証の申請手続を行う必要がある点にご留意ください。以下の対照表をご参照ください。

項目	改正前	改正後
初回発行の有効期間	3ヶ月	6ヶ月
一回延長する場合の有効期間	最長3ヶ月 (最大1回の延長)	最長6ヶ月 (最大3回の延長)
ビザ有効期限	最長6ヶ月	最長2年

二．デジタルノマドビザ有効期間延長

改正後、リモートワーク勤務者の台湾滞在延長意向が高まると予期されます。但し、デジタルノマドビザはビザ免除国の申請者のみが申請可能である点にご留意ください。

就労許可の申請	改正前	改正後
勤務経験要件免除	世界トップ500大学	世界トップ1,500大学
本人による労働部への直接申請	規定無	世界トップ200大学

三．呼び寄せ配偶者の就労及び直系尊属の滞在期間延長が可能

改正法において、外国特定専門人材及び外国高度専門人材の配偶者が、呼び寄せによる台湾滞在期間において、雇用主を介さず労働部へ就労許可を直接申請した後に就労が可能となります。

また、直系尊属については、滞在期間満了後も滞在継続する必要があり、且つ台湾滞在期間の医療保険及び全額入院保険に加入している場合、滞在期

間満了前に出国せずに滞在延長の申請が可能となります。

項目	改正前	改正後
配偶者の就労許可	雇用主経由の申請のみ	呼び寄せによる台湾滞在期間において雇用主を介さずに労働部への直接申請が可能
直系尊属の滞在期間	最長1年、延長不可	延長可能 総滞在期間1年の制限を受けない

四. 外国特定専門人材の適用領域の拡大

今回の改正では、従来の10の領域のほか、グローバル産業動向に応じて、「環境」及び「バイオテクノロジー」の領域が追加されました。また、国内スポーツ部の設立に伴い、従来の「体育」領域を「スポーツ」領域へ名称変更されました。

五. 新卒者は就労許可不要で最長2年間就労可能

外国人留学生の台湾滞在を促進するため、台湾で副学士以上の学位を取得した新卒者は、許可された居留延長期間において、別途就労許可を取得せずに台湾で就労が可能となります。

居留期間は1年間の延長が可能です。また、必要がある場合、さらに1回の延長申請が可能で、最大総延長期間は2年とされます。

六. 永久居留申請要件の緩和

今回の改正では、居留年数及び学歴による充当年数が緩和され、永久居留要件を満たすことがより容易になります。(下表参照)

七. 社会保障制度の適用拡大

外国専門人材及び外国特定専門人材は、永久居留権を取得しなくても労工退職金新制度の適用が可能となります。2026年1月1日以前に雇用され、同一の事業体に勤務している外国専門人材及び外国特定専門人材は、2026年6月30日までに書面にて労工退職金旧制度の継続適用を雇用主に表明することができます。但し、一度旧制度を選択すると、新制度への変更はできない点に留意する必要があります。

永久居留申請要件

項目	改正前	改正後
外国専門人材	台湾での適法居留が5年連続、毎年183日以上居住 充当年数: <ul style="list-style-type: none">・ 台湾博士:2年(居留3年)・ 台湾修士:1年(居留4年)	台湾での適法居留が5年連続、毎年183日以上居住 充当年数: <ul style="list-style-type: none">・ 台湾博士:3年(居留2年)・ 台湾修士:2年(居留3年)・ 台湾学士又は副学士:1年(居留4年)
外国特定専門人材	台湾での適法居留が3年連続、毎年183日以上居住 充当年数: <ul style="list-style-type: none">・ 台湾博士:1年(居留2年)	台湾での適法居留が3年連続、毎年183日以上居住 充当年数: <ul style="list-style-type: none">・ 台湾博士:2年(居留1年)・ 台湾修士:1年(居留2年)



KPMG 見解

今回の改正では、外国専門人材に対して多様で有利な措置が講じられます。例えば、就労許可申請の勤務経験免除基準が世界トップ500大学から世界トップ1,500大学へ拡大されました。これにより、多くの優秀な人材の台湾就労が促進されると期待されます。外国専門人材のほか、外国特定専門人材の配偶者も、呼び寄せ期間において雇用主を介さずに就労許可を申請することが可能となります。派遣人員の帯同家族の増加が見込まれます。

但し、改正後条例の適用制限に留意する必要があります。例えば、世界トップ200大学の学士以上の学位を有する場合、雇用主を介さずに労働部へ就労許可を直接申請することが可能ですが、当該就労許可の有効期間は最長2年であり、且つ延長ができない点にご留意ください。

また、デジタルノマドビザの有効期間も、従来の最長6ヶ月から最長2年へ延長され、台湾でのリモートワーク勤務者にとってより便利な選択肢が提供されます。但し、台湾国内の事業体や雇用主に役務を提供する場合、法に基づき労働部へ就労許可を申請する必要があります。

改正後の一連の条例の詳細はまだ検討中です。改正後条例の規定を満たす場合、最新の政策を把握するため、今後公布される施行細則を注視することをお勧めします。また、規定違反のリスクを低減し、適法な雇用を確保し、政策上の優遇措置を享有するため、企業は専門家と連携し、書類の確認や期限管理の支援を受けることをご検討ください

KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

台南事務所

臺南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

林 瑛宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojimono@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

林 佳伶

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:12089
E lindalin@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給與計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617
E annatanaka@kpmg.com.tw

登記部門

會社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369
E karenwu@kpmg.com.tw

日本人顧問

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

岡島 望

T +886 2 8101 6666 內線:23107
E nozomiokashima@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2026 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

發行責任者：陳彥富統括 / KPMG台灣

